

## 栽培漁業地域支援対策事業補助金の 事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (原則事業開始予定の20日前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請到着から原則20日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことが  
できます。

### 3. 事業開始 → 着手届提出※1

※1この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了※2 → 完了届提出※3

※2事業の完了とは:放流事業においては、種苗放流が完了し、補助対象経費  
の支払いがすべて完了した日。養殖事業においては種苗を養殖施設に收容し、  
補助対象経費の支払いがすべて完了した日。

※3この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内、又は 翌年度の4月15日のいずれか早い日付)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

#### ◎補助金の支払い

実績報告書の提出又は概算払い請求書の受理後約一か月以内に支払います。  
鳥取県に債権者登録をされていない方については振込依頼書の提出をお願いします。  
本補助金は国の地方創生推進交付金の対象となっていることから、実績  
報告書の提出が3月以降になる場合は、それまでに概算払い請求書の提出をお  
願います。また、額の確定については国の額の確定後に通知します。

資料提出・問い合わせ先 農林水産部水産振興局水産課  
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
0857 - 26 - 7317 [suisan@pref.tottori.lg.jp](mailto:suisan@pref.tottori.lg.jp)